

待望の改訂版!

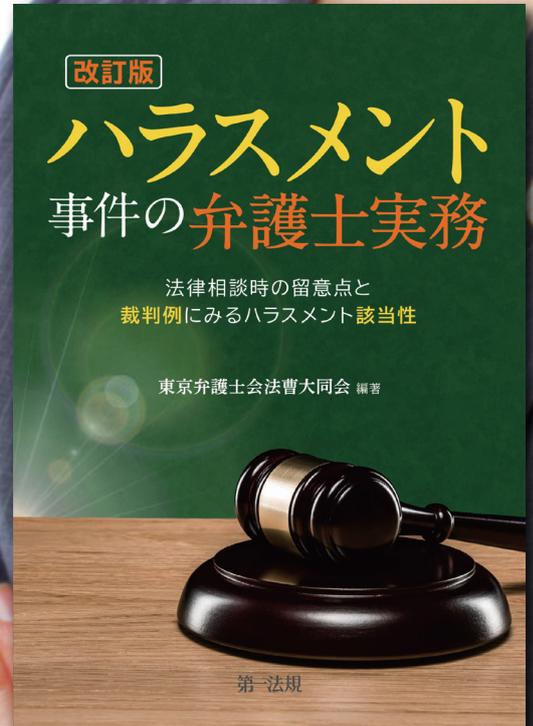
ハラスメント類型別、相談者属性別に詳しく解説!

改訂版

ハラスメント 事件の弁護士実務

法律相談時の留意点と
裁判例にみるハラスメント**該当性**

[編著] 東京弁護士会法曹大同学
A5判・384頁 定価：4,070円(本体：3,700円+税10%)



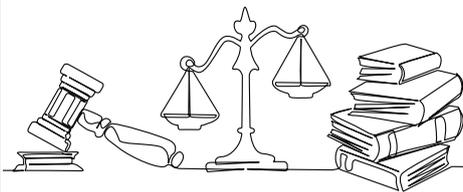
本書の特徴

Feature01



被害者・使用者・加害者からの相談に対して、弁護士として対応すべき法律相談時の留意点を解説!

Feature02



直近10年のハラスメント関連裁判例を類型ごとに整理。ハラスメント該当性について、裁判所の判断基準が分かる!

Feature03



労働施策総合推進法の改正(パワハラ防止措置の完全義務化)等をふまえ、事業主に求められる措置に関する解説を拡充!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

豊富な裁判例により裁判所の判断基準がわかる!

目次(抜粋)

第1章 総論

- 第1 被害者側の相談対応
- 第2 使用者側の相談対応
- 第3 加害者側の相談対応
- 第4 マスコミに対する対応

第2章 パワーハラスメント

- 第1 定義
- 第2 使用者に求められる措置義務等
- 第3 パワハラ該当性の評価
- 第4 パワハラに関する相談対応の留意点
- 第5 裁判例の検討
- 第6 裁判例

第3章 セクシャル・ハラスメント

- 第1 定義
- 第2 セクハラの種類
- 第3 使用者に課される措置義務
- 第4 ハラスメント該当性の評価
—民事上の責任が生ずるセクハラ
- 第5 損害賠償請求の法律構成
- 第6 事実認定
- 第7 被害者からの相談に対する会社の対応
- 第8 裁判例

第4章 マタニティ・ハラスメント

- 第1 定義
- 第2 使用者に課される措置義務等
- 第3 ハラスメント該当性の評価
—その1:不利益取扱型
- 第4 ハラスメント該当性の評価
—その2:嫌がらせ型
- 第5 マタハラに関する相談対応の留意点
- 第6 裁判例

巻末資料

第1章 被害者側の相談対応

1 ハラスメント行為の事実の確認

(1) 被害者からの聴取
ここでは、ハラスメント行為を受けた者を被害者、ハラスメント行為を行った者を加害者、被害者及び加害者を雇用した法人を使用者と呼称し、説明する。
ハラスメント被害を受けた被害者から相談を受けた場合、被害者から事情を聴取し、ハラスメント行為の事実の有無を確認することが、弁護士としての役割となる。
この点、被害者は、加害者からハラスメント行為を受け、感情的に悩んでいる場合もある。そのため、弁護士としては、被害者の感情に配慮しつつ、できる限り客観的な事実を具体的に聴取する必要がある。最も重要な事実としては、ハラスメント行為を受けたときの状況であるが、ハラスメント事実の5W・1H(いつ)「どこで」「誰から」「どのような状況で」「どのような行為を受けたのか」を具体的に聴取することが有効である。被害者が女性である場合、事情を聴取る弁護士が男性であると、被害者がハラスメント行為を話すことを躊躇する可能性がある。弁護士としては、そのような可能性があることを意識した上で、丁寧な事情聴取を行う必要がある。場合によっては、女性弁護士に同席(あるいは交代)してもらうなどの配慮も必要である。
可能であれば、事前に、被害者に対し、ハラスメント行為の事実、及びハラスメント行為に関する事実を時系列でまとめたメモを作成するよう指示し、打合せの際に持参する(又は打合せ前に弁護士に開示する)よう求めることがよい。相談時間の短縮にもつながり有効である。
また、ハラスメント行為を受けたとき、その場に加害者以外の第三者

がいたか否か、同じ加害者から同様のハラスメント行為を受けた者がいたか否か、という点についても、被害者から事情を聴取することが有効である。ハラスメント行為の目撃者や被害者と同様の被害を受けた者から事情を聴取することができる可能性があり、同人の証言や陳述書が、後に有力な証拠となる可能性があるからである。

2) 客観的資料の確認
次に被害者から聴取したハラスメントの具体的な行為について、それと裏付ける客観的な資料が存在するか否かを聴取する。考えられる客観的な資料の例は以下のとおりである。

- ハラスメント行為を裏付ける客観的資料
- ハラスメント行為を受けている状況や音声・録画したデータ
- 加害者とのやり取りがわかるメール・SNS(LINEなど)の履歴
- 被害者が作成したメモ・日記
- 嘘や写真・診断書

問題となるのが、ハラスメント行為は1回限りのやり取りで行われる場合があり、また、第三者のいない場面で行われることが多いことから、客観的な資料が存在しない場合があることである。
この点、被害者が、使用者たる会社に現在も在籍しているか、それとすでに退職しているかで対応が異なると考えられる。
被害者が現在も会社に在籍している場合、今後のハラスメント行為が発生した場合に備えて、ボイスレコーダー等を常備するよう指示する。弁護士との打合せ後、(好ましくはないが)再度ハラスメント行為が行われた場合、新たに客観的な資料を入手できる可能性がある。
他方、被害者がすでに会社を退職している場合、このような対応をとることも困難である。この場合、客観的な資料がないもしくは不足している

第2章 パワーハラスメント

106	事件名	裁判所・判決年月日	出典	判例ID	ハラスメントの認定
	エアースタジオ	R19-4	判時 2461号62頁	28280940	×

判決理由
Yの下で副店員として活動していたXが、賞金及び割増賃金について未払があるとして、雇用契約に基づく賞金等の支払を求めるとともに、YがXを、一月に2日程度しか休日を取って、一日3時間程度しか勤務時間を取得できない環境で長きにわたり労働提供させた行為及びYが従業員として行わせた暴言・脅迫が違法行為に相当すると、使用者責任に基づく損害賠償責任として、慰謝料等の支払を求めた事実で、Xは、本件事件Aにおける業務が長時間にわたっていたこと、Bから暴行を受けたこと、Cから労働者への相談を取り下げたことなどが不法行為に相当する旨主張したが、一公衆あたり種別期間が10日間、本件期間が10日間であったことから、本件期間における活動時間が長時間にわたっていたのは、X自身任意に出演者として参加するために必要な稽古等に相当する時間であったことが理由の一つであることが分かるから、出演を含む本件期間の活動に多くの時間を割いていたとしても、不法行為が成立するとは認められない。また、目的行為については、これを認めるに足りる客観的証拠がなく、Dによる労働者への相談の取下げの促しについては、相違の取下げを促すこと自体は適切とはいえないものの、その際の身体的状況を認めるに足りる客観的証拠はなく、不法行為上の違法な態度が行使されたことまで認められないとして、不法行為及び使用者責任に基づく損害賠償請求は却下された。

1 行為者・被害者の地位	行為者 劇団の副団長、劇団運営会社従業員/被害者 劇団員
2 行為態様	長時間労働・暴行・労働者への相談の取下げの要求
3 継続期間・程度	不明
4 目的・動機	不明
5 結果の種類・程度	認償

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

→ 第一法規ストア 検索 CLICK!

書名	価格	部数
改訂版 ハラスメント事件の弁護士実務 ～法律相談時の留意点と裁判例にみるハラスメント該当性～	[093906] 定価 4,070円 (本体 3,700円 + 税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。
*代金引換手数料について
一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、330円(税込) ※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
3万円以下の場合、440円(税込) に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
10万円以下の場合、660円(税込) いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇

ご住所

事務所名 公用 私用

フリガナ
ご氏名 様

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い
この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

ハラ弁改(093906)2024.2.bpd